

## 第32回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年4月26日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 前 田 一 成

## 5 議 事

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告   |
| 日程第 2  |         | 開会   |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                                       |
| 日程第 4  |         | 会期の決定  |
| 日程第 5  |         | 会務報告   |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下げについて                      |
| 日程第 7  | 報告第 2 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について                    |
| 日程第 8  | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について                  |
| 日程第 9  | 報告第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について       |
| 日程第 10 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                                     |
| 日程第 11 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について                |
| 日程第 12 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                           |
| 日程第 13 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について                  |
| 日程第 14 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について                      |
| 日程第 15 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                                |
| 日程第 16 | 議案第 7 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について                             |
| 日程第 17 | 議案第 8 号 | 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況<br>その他事務の実施状況の公表について |
| 日程第 18 |         | 次回総会日程について                                       |

事務局長 第32回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。  
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。  
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。  
本日は、大変悪天候の中、また春の農作業でご多忙の中、出席いただきまして誠にありがとうございました。  
先日は、浜中町議会選挙がありました。茶内地区から立候補されました4名の方は無事当選されました。茶内の農村区域から当選された議員には、農業委員会の置かれている立場や今後の支援ということをお願いしていかなければならないと考えております。  
先ほど申しましたが、春の農作業が忙しくなっておりますので皆様には健康にご留意されまして、農作業事故や怪我が無いように注意して作業を進めていただきたいと思います。  
本日は、報告4件、議案は8件提案させていただいております。  
慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。  
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番新井委員、10番妹尾委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。  
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。  
4月3日「令和5年度浜中町農業委員会辞令交付式」が行われ、白川会長より4月1日付人事異動に伴う辞令が交付されております。  
4月7日「北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙事務打合せ」が役場本庁で開催され、事務局3名が出席しております。  
4月9日「北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙」が実施され、事務局3名が事務従事にあっております。  
4月10日「土地の現況証明願に係る現地調査」を〇〇〇〇で実施し、山下委員、谷口委員、阿部委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏所有の土地でございますが、既に施設用地となっている部分の現況地目の確認でございます。

詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月12日「土地の現況証明願に係る現地調査」を〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇で実施し、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏所有地、〇〇〇〇については〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有地でございますが、既に施設用地及び未利用地となっている部分の現況地目の確認でございます。

詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月13日から14日「令和5年度釧路地方農業委員会連合会通常総会」並びに「令和5年度地区別農業委員会会長・事務局長会議」が釧路市阿寒町で開催され、白川会長と事務局2名が出席しております。総会では前年度の収支決算、今年度の収支予算案など、6議案が提案され、すべて原案のとおり承認、可決されております。

また、翌日には「令和5年度釧路地方農業委員会事務局協議会定期総会」が開催され、事務局2名が出席しております。こちらにつきましても、提案されたすべての議案が承認、可決されております。

4月17日「土地の現況証明願に係る現地調査及び農地部会現地調査」を〇〇〇〇〇〇で実施しております。〇〇氏の営農中止に伴い、売買による農地の評価と現況証明願による現地調査を行っておりますが、詳細については報告第4号と議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

4月19日、北海道農業公社釧路支所の職員1名が来町し、「農地中間管理事業に係る現地確認」を実施しております。農業委員会からは百々委員と私が同行し、今年度農業公社への農地売買を予定している〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の農地について、現況確認を行っております。

4月20日、〇〇〇〇氏所有地及び借入地の「農地利用協議」を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で開催し、地元農業者5名、農協担当者2名、役場農林課職員2名、百々委員、事務局1名が出席しております。〇〇〇〇は〇〇〇〇への売り渡しを希望しておりますので、買入協議を行ったあと、〇〇から借り入れる方々の調整を行っておりますが、協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏がそれぞれ利用することとなり、〇〇〇〇氏が〇〇〇〇氏より〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で借り入れしている土地については〇〇〇〇氏が引き続き利用することで調整を行っております。

4月24日「第1回農政部会」を開催し、嵯峨職務代理、新井委員、押切委員、橋場委員、宮崎委員、阿部委員、事務局3名が出席しております。広報はまなか6月号に掲載する記事と本総会で提案しております「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について協議を行っております。

4月24日「令和5年度浜中町林野火災予防消防対策協議会」が茶内コミュニティーセンターで開催され、私が出席しております。

4月25日「有限会社浜中町就農者研修牧場第19回定時株主総会」が浜中町農協で開催され、嵯峨職務代理と私が出席しております。

4月25日「令和5年度第1回浜中町農業委員候補者評価委員会」が茶内支所で

開催され、私が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付  
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下げについて、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この件につきましては、〇〇〇氏から〇〇〇〇〇〇〇〇〇への賃貸借と〇〇〇氏から〇〇〇〇〇〇への使用貸借で、それぞれ農地法第3条の規定による〇年間の権利の設定で、令和〇年〇月〇〇日、第〇〇回浜中町農業委員会総会議案第〇号にて議決をいただいております。

特例付加年金受給者については、使用貸借が新たに設定された場合は農業者年金基金に再度報告する必要があることから、〇月総会の議決書類を添付し報告したところ、農業者年金基金より〇〇年以上の使用貸借でなければ年金を引き続き受給することができないとの連絡がありました。

よって、令和〇年〇月〇〇日総会で議決した〇年間の使用貸借を取り下げ、再度、農地法3条で〇〇年間の使用貸借の設定をする必要があることから、別紙のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の取下げを受理しましたので、ご報告いたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから報告第1号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得〇件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内橋北西〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書9ページ、10ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから報告第2号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請〇件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇(〇〇〇)の整備に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇日付け釧農務第〇〇-〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから報告第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 報告第4号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第4号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う〇件の調整報告であります。整理番号1は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇氏、整理番号2は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏より、令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への買入協議をすることとなりました。現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会と事務局3名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、〇〇氏は合計で〇〇〇万〇〇〇〇〇円、〇〇〇氏は合計で〇千〇〇〇万〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書14ページから16ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第4号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、○件の現況証明願でございますが、浜農委○-○号の願い出人は、厚陽○○○番地、○○○○氏、願い出地は厚陽○○○番、ほか○筆、面積○○○○○㎡で、施設が建設されている部分の現況地目の確認をするものでございます。

現地調査につきましては、山下委員、谷口委員、阿部委員、事務局2名により○月○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委○-○号の願い出人は、茶内西○線○○○番地、○○○氏、願い出地は茶内西○線○○○番○、○筆、面積○○○○○㎡で、施設が建設されている部分の現況地目の確認をするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員、事務局2名により○月○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委○-○号の願い出人は、茶内西○線○○番地、○○○○氏、願い出地は茶内西○線○○番、ほか○筆、面積○○○○○㎡で、施設が建設されている部分の現況地目の確認をするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員、事務局2名により○月○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委○-○号の願い出人は、茶内栄○○番地、○○○○○○○○○、願い出地は茶内西○○番○、○筆、面積○○○○○㎡で、パドックの整備のための現況地目を確認するものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、妹尾委員、事務局2名により○月○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委○-○号の願い出人は、熊牛基線○○番地、○○氏、願い出地は熊

牛基線〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、登記地目変更を目的とした現況地目の確認をするものでございます。

現地調査につきましては、農地部会、事務局3名により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第〇号の質疑を行います。本案については、  
浜農委〇-〇号で〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、  
議事参与の制限に該当いたしますので、先に浜農委〇-〇号の審議を行い、その後、  
浜農委〇-〇号から〇号と浜農委〇-〇号の審議を行いたいと思います。  
〇〇〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから浜農委〇-〇号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委〇-〇号を採決いたします。お諮りします。  
浜農委〇-〇号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委〇-〇号は、原案の通り可決されました。

(〇〇〇〇入室)

次に、浜農委〇-〇号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委〇―〇号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委〇―〇号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、浜農委〇―〇号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委〇―〇号を採決いたします。お諮りします。  
浜農委〇―〇号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委〇―〇号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委〇―〇号を採決いたします。お諮りします。  
浜農委〇―〇号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委〇―〇号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委〇―〇号を採決いたします。お諮りします。  
浜農委〇―〇号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委〇―〇号は、原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委〇―〇号を採決いたします。お諮りします。  
浜農委〇―〇号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、浜農委〇-〇号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、〇件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、農地法第17条の規定により令和〇年〇月〇日より法定更新を行っており、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇より使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛西〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその  
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は  
使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する  
場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければ  
ならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転○件、賃貸借による権利の設定○件、使用貸借に  
よる権利の設定○件、の許可申請でございますが、整理番号1は、浜中東○線○○  
○番地、○○○○氏所有地、対象地は、浜中東○線○○○番、ほか○筆、面積○○  
万○○○○○㎡で、この土地を熊牛東○線○○番地、○○○○氏に賃貸借による権  
利の設定、整理番号2は、円朱別西○線○○番地、○○○○○○○○○所有地、対象  
地は、熊牛西○線○○番○、○筆、面積○万○○○○○㎡で、この土地を、姉別基  
線○○番地、○○○○○○○○○に売買による権利の移転、整理番号3は、円朱別西  
○線○○○番地、○○○○氏所有地、対象地は、円朱別西○線○○○番、ほか○筆、  
面積○○万○○○○○㎡で、この土地を、円朱別西○線○○○番地○、○○○○○ ○  
○○○○○○○○○○○に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、西円朱別西○線  
○○番地、○○○氏所有地、対象地は、西円朱別西○線○○○番、ほか○筆、面  
積○○万○○○○○㎡で、この土地を、西円朱別西○線○○○番地、○○○○○  
○○○○○に賃貸借による権利の設定、整理番号5は、西円朱別西○線○○番地、



議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。  
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。  
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。

日程第13 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は○件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西○条○丁目○○○番地、○○○○○○○○○、整理番号2は、西円朱別西○○線○○番地、○○○○○○○○○○、整理番号3は、姉別緑栄○○○番地、○○○○○○○○○○、整理番号4は、姉別基線○○番地、○○○○○○○○○○、整理番号5は、茶内西○線○○番地、○○○○○○○○○○○、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長	(説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第4号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。

日程第14 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており。

本案は、売買〇件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、整理番号2は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農

政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。  
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思いを  
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。  
整理番号1については、農地部会の方々にお願いしたいと思いを  
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。  
次に、整理番号2については、農地部会の方々にお願いしたいと思いを  
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第15 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題としま  
す。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を  
御説明申し上げます。



します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和5年4月5日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、牛舎および堆肥盤、機械庫等の建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第7号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務

の実施状況の公表について、提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標を設定し、市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。内容といたしましては、「農業委員会の状況」、「最適化活動の実施状況」、「事務の実施状況」、などについて、実施結果を公表するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、議案第8号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、5月26日、金曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、5月26日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月26日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第32回浜中町農業委員会総会を終了いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前12時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

9番 新井功仁恵

浜中町農業委員会

10番 妹尾伸二